



全体名称	国基準相当	サービスA
事業の種類（指定）	国基準相当訪問型サービス	区独自基準訪問型サービスA
事業の種類（算定）	訪問型サービス（独自） 【国基準相当】	訪問型サービス（独自/定率） 【区独自基準】
略 称	国基準訪問サービス	訪問サービスA
サービスコード	A2	A3

<注意>

・要介護の認定を受けた方は、国基準相当・サービスAは利用できません！

※要介護者でも利用できるとされたサービスは、訪問サービスB・Dですが、渋谷区では実施していません。

・区独自ホームヘルプ・・・総合事業ではなく高齢者福祉課による横出し・上乗せのホームヘルプサービスです



		国基準相当訪問型サービス (A2)	区独自基準訪問型サービスA (A3)
対象者		身体介護が必要な方	左記に該当しない方
内容		身体介護を含む生活援助	身体介護を除く 自立支援・介護予防に資する生活援助 (見守りの援助を含む)
請求単位		月額報酬制	45分程度又は60分程度の回数制 月の利用上限は9回 ※ 回数追加・時間延長あり(条件あり)
	管理者	常勤・専従1人以上	常勤・専従1以上 (国基準訪問事業所と兼務可)
	訪問事業責任者	介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者等 利用者40人まで 専従1以上 利用者41人～80人 専従2以上	介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者等 一定程度の研修修了者 1人以上 必要数
	訪問介護員等	介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者、生活援助従事者研修課程修了者等 常勤換算方法で2.5以上	介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者、生活援助従事者研修課程修了者等 一定程度の研修修了者 1人以上 必要数



		国基準相当訪問型サービス (A2)	区独自基準訪問型サービスA (A3)
運 営	個別計画の作成	要作成	必要に応じて作成
	説明及び同意	文書を交付して説明し、同意を得る	文書を交付して説明し、同意を得る
	提供拒否の禁止	正当な理由なく提供を拒んではならない	正当な理由なく提供を拒んではならない
	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、渋谷区、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない	事故が発生した場合は、渋谷区、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない
	記録の整備	完結の日から 5 年間保管	完結の日から 5 年間保管
な効 支率 援的	具体的取り扱い方針	少なくとも月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者に報告	少なくとも月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者に報告



【国基準相当】

	改定前	改定後
訪問型サービス（Ⅰ） （事業対象者、要支援1・2）	1,176単位	変更無し
訪問型サービス（Ⅱ） （事業対象者、要支援1・2）	2,349単位	変更無し
訪問型サービス（Ⅲ） （事業対象者、要支援1・2）	3,727単位	変更無し
業務継続計画未実施減算	—	基本報酬の1%
高齢者虐待防止措置 未実施減算	—	基本報酬の1%
同一建物減算1 ※事業所と同一建物の利用者 20人以上	所定単位数の10%	変更無し
同一建物減算2 ※事業所と同一の建物の利用者 50人以上	—	基本報酬の15%減算
同一建物減算3 ※事業所と同一の建物に居住する 利用者の割合が100分の90以上	—	基本報酬の12%減算
口腔連携強化加算	-	1回につき50単位

【訪問サービスA】

	改定前	改定後
訪問型サービスA 45分程度	185単位	変更無し
訪問型サービスA 60分程度	227単位	変更無し
訪問型サービスA 90分程度	293単位	変更無し
訪問型サービスA 120分程度	360単位	変更無し
高齢者虐待防止措置 未実施減算	—	サービスAでは 減算なし
事業開始時支援加算	180単位	変更無し
口腔連携強化加算	—	サービスAでは 加算なし

※厚生労働省からの通知によって、国基準相当・訪問サービスAともに変更の可能性がございます。



【業務継続計画未実施減算】

※業務継続計画未実施減算は渋谷区では国基準相当のみ該当。訪問サービスAについて、経過措置として減算規定は設けていない。

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

【算定要件等】

- 以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

※高齢者虐待防止措置未実施減算は渋谷区では国基準相当のみ該当。訪問サービスAについて、経過措置として減算規定は設けていない。

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を義務化し、本措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【算定要件等】

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※厚生労働省からの通知によって、国基準相当・訪問サービスAともに変更の可能性がございます。



【同一建物減算】

※同一建物減算は渋谷区では国基準相当のみ該当。訪問サービスAには減算規定は設けていない。

○ 事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、基本報酬を10%減算する。令和6年4月から既存の同一建物減算に加え、正当な理由なく、事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）は、基本報酬を12%減算する。また、事業所と同一の建物の利用者が50人以上の場合、15%減算する。

【口腔連携強化加算】

※口腔連携強化加算は渋谷区では国基準相当のみ該当。訪問サービスAには口腔連携強化加算は設けていない。

○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り50単位を加算する。

【算定要件等】

○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

【事業開始時支援加算】

※訪問サービスAのみの渋谷区独自加算。

○ 利用者に対して、指定区独自基準訪問型サービスAを行った場合は、令和9年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

※渋谷区独自の事業開始時支援加算について、令和6年3月31日までの時限加算であったが、3年間延長とした。

総合事業開始時に、生活援助従事者研修及び区が示す一定程度の研修の実施回数が少なかったことから、従前同様に有資格者が従事せざるを得ない状況を鑑み、第7期計画策定時に創設された区独自の事業開始時支援加算について、第9期計画期間中も継続とする。

※介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者等、生活援助従事者研修課程修了者、区長が示す一定程度の研修を修了した者のいずれかが従事した場合でも算定可能

※厚生労働省からの通知によって、国基準相当・訪問サービスAともに変更の可能性がございます。